

高松西ロータリー・クラブ内規

A 運営

1. 定款第5条第1節C項の「法定休日」とは「国民の祝日に関する法律」第3条による休日をいい、「会員が死亡した場合」とは、死亡会員の告別式、葬儀の日をいう。
2. 例会日が法定休日に当る場合は、例会をとりやめる。
3. 細則第1条第1節に定める役員、理事の指名は、出来るだけ指名委員会によって行う。
4. 指名委員会は秘密会とし、会長、幹事、会長エレクト、直前3代の会長および幹事の9名をもって構成する。なお欠員のあるときは、順次その前の会長ないし幹事をもって充てる。
指名委員会の予告期間は10日、定足数は3分の2とし、指名は出席委員の3分の2の多数決により成立するものとする。
指名委員会は会長がこれを主宰する。
5. 会長は、手続要覧所定の資格を満たすほか、指名時において本クラブに1年以上在籍し、3年以上のロータリー歴のあるもののうちから指名される。
副会長の指名についても前項に準ずるものとする。
6. 直前会長が理事又は役員を兼任することをさまたげない。その場合細則第2条第1節の理事会メンバーは、その数だけ減ることになる。
7. 例会において、会長、副会長ともに不在のときは、就任順位の新しい元会長が会長の役をつとめる。
幹事、副幹事ともに不在のときもこれに準じる。
8. 会長、副会長ともに不在の場合、本クラブ理事会の議長は直前会長、さらに不在の場合、出席理事会メンバーの互選より議長を定める。
9. 会長エレクトは、細則第7条第1節(d)項に準じて、すべての委員会の委員となる。
10. S. A. A. は細則第3条第6節に定める任務のほか、ニコニコ箱の窓口となり、その管理について幹事と責任を共にする。
11. S. A. A. および各委員長は、理事会の承認を得て理事会に出席し、付託されている任務につき報告し、意見を述べ承認を求めることができる。
12. 当クラブには夫々の役員を補佐するための副幹事、副会計ならびに副 S. A. A. を選任することができる。
副幹事、副会計ならびに副 S. A. A. はクラブ内の呼称であってクラブ役員ではない。
13. 副幹事は幹事を補佐するほか、本クラブのロータリー文庫の管理に責任をもつ。
14. クラブ協議会は次の場合に開催することが望ましい。
地区協議会后2週間以内
新年度に入った直後
ガバナー公式訪問2週間前
ガバナー公式訪問時
地区年次大会終了後翌年2月までの間
その他特定目的のため必要あるとき
15. 本クラブにおいては、新世代活動委員会を置く。又国際奉仕部門に、世界社会奉仕委員会、ロータ

リー財団委員会及び米山奨学委員会を常置する。

16. 本クラブのロータリー文庫は全日空ホテルクレメント高松に置き、クラブの一切の記録およびロータリーに関する資料文献を保管する。

記録等の保存期間は次のとおりとする。

認証状その他の証明書、表彰状および記念品、季報、記念誌、公式訪問報告書、年次報告書、会員入会申込書、会員名簿ならびにロータリー文献	永久保存
地区協議会、年次大会および国際大会の記録、各委員会の記録、公式の通知、照会、報告控および週報	5年
その他の文書	3年

17. 新会員の推薦は2名以上の会員によってなされることとし、少なくとも1名はロータリー歴が1年以上のものであることが望ましい。

18. 青年会議所を除く他の奉仕団体の会員であった者は、当該団体を退会した後、原則として6ヶ月以上経過しなければ入会を認めない。但し転勤等で業務の都合による場合等当該団体に迷惑をかけないことが明らかである場合は、この限りでない。

19. 細則第11条所定の会員選挙の方法は、本条の主旨に反しない範囲において、手続を相前後することができる。

同条4節の被推薦者の氏名発表には、参考となるべき住所、勤務先、勤務先における地位などを附記しなければならない。

20. 細則第13条所定の議事順序は一応の準則であって、会長において状況に応じこれを変更することができる。

B 財 務

1. 会計は半期毎に理事会に試算表を提出し、重要事項について説明を行わなければならない。
2. 年度当初において予算未成立のときは、予算成立までの間前年度予算に準拠して執行することができる。
3. 細則第10条第1節の「銀行」を百十四銀行西支店と指定する。
4. 細則第10条第2節の「役員」は幹事と当該部門担当の役員又は理事（さしつかえのときは会長）とする。
5. 理事会が選任する者をもって、細則第10条第2節後段の「他の有資格者」に代るものとする。
6. 次の各項の費用はクラブ予算から支出する。

地区協議会等R I又はガバナーないし分区代理が開く会合の義務出席者の登録料。

クラブを代表して役員、理事又は会員が参加しなければならない会合の会費又はそれに相当する費用。

その他前2項に準ずる費用として理事会が承認したもの。

7. 会員の拠出によるR・I・財団ならびに米山奨学会への寄附は後日のために十分明確になるよう記録しなければならない。

R・I・財団についてはドル価格も併記しなければならない。

8. 支払は予算項目に従って振替えられなければならない。

振替項目決定に疑義あるときは、幹事と会計が協議して決定するが、年度によって振替項目がいたず

らに変動することがないように留意しなければならない。

次の費用は夫々記載のとおり振替えるものとする。

客話の記念品代又はそれに相当する費用	プログラム
誕生祝等	親睦活動
本内規Bの7項費用	諸登録費
コロニー等	社会奉仕
ボーイスカウトなど	青少年奉仕
ロータリー手帳	雑誌費
年度計画書、年度報告書	印刷費

9. ニコニコ箱の資金と記念事業会計などは、一般会計とは別個の特別会計とする。

10. ニコニコ箱特別会計は、その前年度の収入金の半額相当分までは理事会の承認のもとに、通常の社会奉仕および国際奉仕の各事業資金として支給することができる。

前項により支出した残金は逐年これを積立て、記念事業などの大型奉仕事業のための資金として留保するものとし、その取りくずしについては臨時総会において過半数の議決を要する。

11. 新会員の会費は入会時に月割り計算とする。

中途退会者の会費は原則として返還しないものとする。

Ｃ 慶 弔

1. 慶弔金を贈呈の要否、額の決定、贈呈の方法などについては、その都度理事会において決定する。

2. 慶弔金支給の一応の基準は次の通りです。

会員が公的表彰をうけるなど特に慶祝すべきとき

(大臣表彰以上)

1万円以上3万円以下

会員が結婚するとき

3万円

会員に子供が生まれたとき

1万円

病気又は傷害により1ヶ月以上の療養を要するとき

1万円以上3万円まで

会員が死亡したとき

5万円(花輪類を含まず)

会員の妻又は一親等親族が死亡したとき

2万円

住居又は職場が罹災して、相当な損害をうけたとき(但しその罹災が全地域社会におよぶときは除く)

1万円以上3万円まで

その他会長、幹事が必要と認める案件のあるとき

理事会の承認する額

3. 緊急を要するときは会長、幹事(できれば副会長を加えて)の協議により贈呈の要否、額、方法を定めることができる。この場合、遅滞なく理事会の承認を受けなければならない。

4. 贈呈はクラブ名をもってし、返礼は受けない。

5. クラブ縁故者に対する慶弔は・理事会においてその都度、その要否、額、方法を検討決定する。

6. 近隣クラブから記念行事などの招待をうけたときは、別に決まりがないときは、出席1名について1万5,000円の祝金を持参する。

D 附 則

1. 本内規は理事会において、そのメンバーの3分の2以上の多数の議決によりこれを改正することができる。改正内容は施行日までに全会員に周知しなければならない。
2. 本内規は1978年12月1日から施行し、1981年1月1日より一部改正施行し、1993年7月1日より一部修正し、2001年6月1日再修正する。